

番 号	24請願第13号 (議会運営委員会付託)
受理年月日	平成24年11月30日
件 名	市議会の議決範囲の拡大について
提 出 者	三鷹市在住 市政・議会説明ネット 増田 仁
紹介議員	嶋崎 英治
要 旨	
<p>[趣旨]</p> <p>現在、三鷹市議会で議決対象となっているものは、代表例として条例、予算・決算、入札等が挙げられます。地方議会の住民代表機能、自治立法機能、行政監視機能として、最低限必要な部分は当然ながら網羅できています。しかし、対象外の行政裁量分野、例えば規則や要綱によって市民意思確認・反映がないまま変更される問題事例も起きています。こうした問題は市議会の議決により決することで、根本から解決する必要があり、議会の権限全般の強化を図る必要があります。</p> <p>全国の自治体でも、過去からこの件は問題になっており、例えば全国町村議会においても、下記議決対象範囲拡大が推奨されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議会の議決を経て定める「基本構想」を「基本構想及び基本計画」に改める。 2 住民生活に直結する各種計画、個別計画やマスタープランを議決事項に追加する。 3 事務事業民間委託、公害防止協定等私法上の重要契約は、法定議決事項に追加する。 4 自治体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるよう改める。 <p>さらに、規則・要綱等の条例化も必要とされます。本来規則とは、日々迅速な対応が必要なものにおいて、自治体はその権限で制定するものとされ、議会の議決は不要です。つまり、日々の行政実務上最低限必要なものを規則として定め、その他市民に影響のあるものは、原則市議会の議決によるべきなのです。しかしながら、税や使用料等は当初から議決対象として条例化されているものの、負担金や施設利用定数内訳</p>	

等、税同様に市民生活に直接影響があるものであっても、規則で定められたまま、条例に変更されていないものも多々あります。

例えば、保育施設の利用定数内訳の変更について、議会への行政報告よりも先に、突然決定事項として利用市民へ通知する。保育料の変更についても、通常条例改正によって市民へ周知されるはずが、行政裁量によりいまだ何も市民へ知らされないなど、問題が起きています。そのため、例えば保育料については、多摩地域の26市のうち、11市が規則を見直し、条例化しているという調査報告もあります。

以上のことから、計画等の議決対象範囲の追加、議会で規則・要綱等から条例化対象の洗い出しを実施し、議員提案による条例化や、洗い出し結果を行政に通知して見直しを求める等、議決範囲の拡大を求めます。

以上